平成 25 年第 3 回天塩町農業委員会総会議事録

	平成25年6月28日(木)					
招集場所	天塩町役場 3階委員会室					
	開 会	平成25年6	6月28日	(木)	午前10日	寺00分
開閉日時	議長	会長 中 嶋	鳥 康 治			
及び宣告	閉 会	平成25年6月28日(木) 午前11日			寺30分	
	議長	会長 中 嶋	鳥 康 治			
	議席番号	氏		名	I	出欠別
	1	満	保		豊	0
応召招集委員	2	黒	川	益	毅	0
及び出席委員	3	佐	藤	博	幸	•
並びに欠席委	4	奥	Щ		稔	0
員	5	金兼	H	英	樹	0
	6	JII	立耑	英	扁司	•
出席9名	7	Щ	本	俊	榮	0
欠席3名	8	杉	本		元	0
	9	吉	田	譲	司	•
(凡例)	1 0	夹	戸	栄		0
○出席	1 1	中	山鳥	康	治	0
● 欠席						
議事録署名委員		議席番号	1番	満	保 豊	
			2番	黒	川益毅	
職務のため議場に出席		事務局長	守	Щ		
した者の職氏名		総務係長	菅		雅彦	
		地域おこし協力隊	梶	原	崇	

平成25年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、8名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから平成25年度第3回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

1番 満 保 豊 君

2番 黒川 益 毅 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間 としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画 書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。議題に入る前に訂正箇所があります。 2ページをご覧ください。 から となっていますが正しくは逆です。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申しあげます。 まず、賃貸借の案件であります。2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号 4-1 については、から に賃貸借するものです。 本来なら 4-2、4-3 に入る前に の案件を審議する予定でしたが本日欠席しておりますのでそのまま進めます。

議長 ただ今説明がありました通り から 及び4-2の から また4-3については から に賃貸借するもので の質疑を行います。

議長質問なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。次に4-4、4-5の案件につきましては の 案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号 4-4 については、 から に賃貸借するものです。 整理番号 4-5 については、 から に賃貸借するものです。 4-1 から 4-2 及び 4-4 については、期限到来による更新で、4-3 及び 4-5 については、新規の案件となっております。

議長 ただいま事務局より説明のありました

4-4、4-5についての質疑を行います。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。退席となっている関係委員は席にお戻りください。

議長 次に利用権設定の4-6から4-24について事務局からの説明を求めます。

事務局 2ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号4-6については、 から に賃貸借するものです。

整理番号 4-7 については、 から に賃貸借するものです。 整理番号 4-8 については、 から に賃貸借するものです。 整理番号 4-9 については、 から に賃貸借するものです。 整理番号 4-10 については、 から に賃貸借するものです。 整理番号 4-11 については、 から に賃貸借するものです。

整理番号 4-12 については、からに賃貸借するものです。 整理番号 4-13 については、からに賃貸借するものです。

整理番号4-6から4-13については、新規の案件となっております。

整理番号 4-14 から 4-24 については、農地利用集積円滑化事業に基づくもので、農地利用集積円滑化団体である。 が代理人として貸し付けるものです。

整理番号4-14については、 から に貸し付けるものです。 整理番号 4-15 については、 から に貸し付けるものです。 整理番号 4-16 については、 に貸し付けるものです。 から 整理番号 4-17 については、 に貸し付けるものです。 から 整理番号 4-18 については、 から に貸し付けるものです。 整理番号 4-19 については、 に貸し付けるものです。 から に貸し付けるものです。 整理番号 4-20 については、 から

3ページの利用権設定総括表をご覧ください。

整理番号 4-21 については、から に貸し付けるものです。 整理番号 4-22 については、から に貸し付けるものです。 整理番号 4-23 については、から に貸し付けるものです。 整理番号 4-24 については、から に貸し付けるものです。

これらの案件 4-14 から 4-24 においては、全て新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局長 11ページと14ページについてですが土地がどちらも同じ場所を示しています。どちらかが間違っていますので今、差し替えをお持ちしますのでそれ以外の部分の質疑を行いたいと思います。

議長本件に対する質疑を行いたいと思います。

利用権設定の代理人制度というのはどんな制度なんでしょうか

農協は円滑化団体という認定を受けておりまして、農協が農地の集約化などの斡旋する機能がありましてそれを円滑化団体と言います。

土地を求めている人が白紙委任状を農協に提出し土地を貸したいのだけれども借り手を探せない、見つからない人にはこれも白紙委任状を提出してもらいそれぞれ斡旋するという円滑化団体としての機能を有していてそれが代理人制度というものであります。

これは国から補助金等が出るんですか

はい。ただ草地どうしではないです。畑作にする場合に一反あたり ほど出るはずです。

酪農が個別保障制度に乗っかっていないので、草地から草地はだめなんですね。

草地から畑作にする場合畑作にのみ でるんですね。畑作から畑作の場合借り手が 、貸し手が 、国から補助がでます。 草地はだめなんですね。

はい。ただ 6 年以上の契約でないとだめだとか、いくつか条件はあります。

差し替えが来ましたので差し替え願いします。

議長 案件数が多いですが他にありませんか

全員 異議なし。

議長質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に所有権移転の案件につきまして事務局より内容の説明を求めます。 _{事務局} 次に、所有権移転の案件であります。30 ページの利用権設定総括表を

ご覧ください。

ます。

今回は、2件の案件となっております。

整理番号5-1については、からに所有権移転するものです。 整理番号5-2については、からに所有権移転するものです。 5-1から5-2については、新規で所有権移転を行うものとなっており

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。 以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

補足させていただきます。整理番号 5 - 1 の案件については単価が 円となっていますが現地を確認しましたところ草地として利用されています が草が薄くて多少倒れている状況です。私は知識がないので草の良い悪い、 土地の良し悪しの判断できませんが。

地区の農業委員の方何か情報があれば提供お願いします。

私です

委員の地区ですので 委員より 円という安い単価ですので ご説明お願いします。

ご説明します。ここは以前からですね さんが農業委員会にかけないで無断で使っていたとかありましたり、 さんのほうも、買ったときから畑の水がたまって引かない年があったり酷い状況でして、 さん自体が実際には農業を営んでおられないということでして土地改良するにも非常にお金がかかるので我々も引っかかっていました。

また さんが規模拡大をされまして面積が足りなくて、かなりの方に借りに行ってる経緯がありまして近いところに土地を求めてはどうだろうかということでして さんに話をして貸すなり、売るなり、 さんのほうも原野地にしたいんだという趣旨のことを僕も聞いていたんですが、団地の中に原野地はまず認められないだろうし、じゃあ売却してはどうだろうかということになりまして値段についてですが相手が さんということでこの値段でいいですとなりまして さんのほうも承諾されました。

たしかに周りから見れば安いですがかなりひどい土地ですのでなんと かご理解いただければと思っています。

一面リードだらけですね。

かつてここは競売にかかったところでして、前の持ち主からも安く買っているんですよ。 当時 もしてないと聞きました。

ということは一万で ですか。それは何年前のことですか もう 20 年ほど前のことですね

では さんが所有者になってから草地更新とかもしていないんですか ね。

はいそうです

さんは自力で草地更新して使うということですかね おそらくはそうですね

これ航空写真で見ると全部草地ですね。近くに何があるんですかね。 風車ですね周りは さんですとか さんですね。

さんも高齢ですからね。 さんはまだ若いですのでかなりあち こち草を求めて遠くに行っているので さんなら妥当ではないか と思います。

奥山 そういうわけでご理解いただければと思います。

議長 これ国道40号とありますが232号線ですよね

事務局長 32ページの国道 40 号となっておりますのは 232 号線の間違いです。

議長 ただいま 委員から場所と単価について説明ありましたがこれに対し ての質疑行いたいと思います。

全員 異議なし

議長 異議なしということで本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は可決されました。次に「議案第2号 農地法第3条の許可申請について」議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条による許可申請について」ご説明申しあげます。

農地法第3条総括表に基づき説明申しあげます35ページをご覧くだい。 当該案件は、使用貸借する案件でございまして、 より に使用 貸借するものです。

この案件は、新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 ただいま事務局より説明のありました「農地法第3条による許可申請について」についての質疑を行います。

全員 なし

議長質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。次に「農地法第5条による許可申請について」を 議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。39ページ

をご覧ください。

貸主は となっております。借主については となっております。 土地については となっており、転用面積については、 $\rm m^2$ となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 $\rm 25$ 年 $\rm 7$ 月 $\rm 25$ 日より 平成 $\rm 26$ 年 $\rm 7$ 月 $\rm 24$ 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地でありますが、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長これより本件に対する質疑を行いたいと思います。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。お諮りします。 本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。以上で本総会に付された案件は全て終了しました。 お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思います。

> 平成25年6月28日 署名委員

(1番) 満 保 豊 (2番) 黒 川 益 毅